

施設保有量等の目標

公共施設の管理にあたっては予防保全型の維持管理を実施し、長寿命化を図りながら、人口規模や財政状況に応じた公共施設の保有量及び投資額の縮減を目指します。

【公共施設】

- 本町が所有する施設総量（延床面積）を2036年度（平成48年度）までに約5%縮減するとともに、施設の長寿命化を図り、維持管理経費の縮減に努めます。

【インフラ施設】

- 道路や上下水道などのインフラ施設は、縮減を行うことは現実的ではないため、これまで整備してきた施設を計画的に点検・修繕・更新し、長寿命化を図ることに重点をおき、維持管理費の縮減を図ります。

4 施設類型ごとの管理に関する基本方針

公共施設等の管理に関する基本方針に基づき、施設類型ごとの基本方針を整理しています。

各施設ともに、点検等を通じて必要な修繕を行い、施設の長寿命化、利活用の促進を図ることを前提としていますが、今後の人口推移や施設利用状況、行財政方針等を踏まえ、機能の統合や集約、縮減等を検討し、施設保有量の適正化に取り組みます。

5 計画の推進に向けて

総合的かつ計画的な公共施設等の管理及び計画の推進に向けて、次のように体制を構築し、取り組みます。

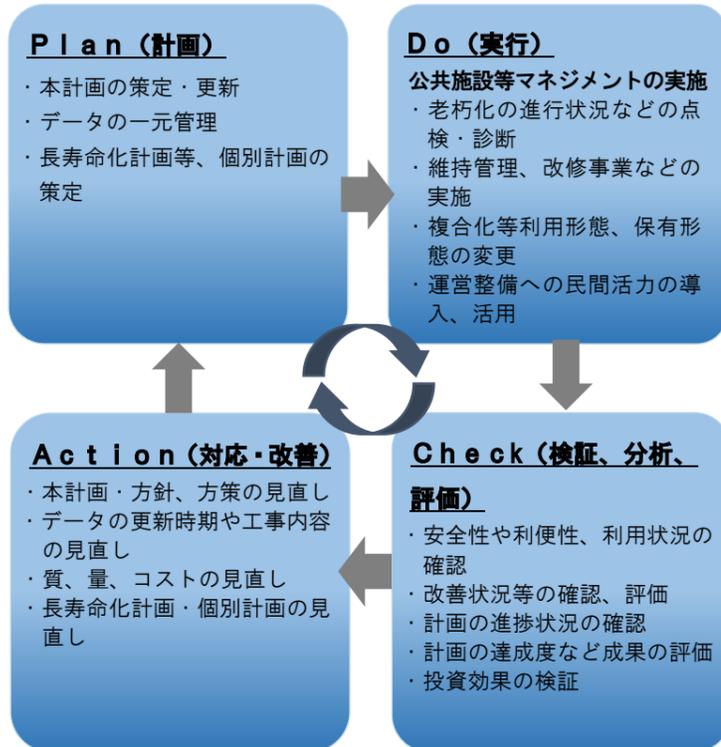
取組体制と情報共有

- 公共施設等に関する情報を一元的に管理し、庁内で共有、活用する取組を進めます。
- 施設の管理、運営を行う関係各課が横断的に連携する庁内推進体制を整えます。
- 職員一人一人が公共施設等マネジメント意識を持ち、住民サービスの向上に努めます。
- 施設の適正な管理を進めるため、指定管理者制度や民間の資金や能力を活用するPFI方式などの導入について検討します。
- 住民や議会へ情報発信を行い、公共施設等に関する問題意識の共有化を図り、理解を得ながら計画を進めます。

フォローアップの実施方針

- 「PDCAサイクル（右図）」に基づく継続的な取組により、計画の進捗管理を行います。
- 計画的な予防保全を行うとともに、将来の大規模改修や建替え等の更新に備え、財源の確保に努め、財政健全化を図ります。

■ PDCAサイクルに基づく計画の進行管理



吉富町公共施設等総合管理計画

（概要版）

1 計画策定の背景・目的と位置づけ

計画の目的

本町では、これまでに時代潮流や住民の利用需要に対応した公共施設等の整備を行ってきましたが、施設の老朽化が進み、改修や建替え等の更新が必要となるとともに、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、施設の維持管理に投資可能な財源が縮小するなど、公共施設等の管理を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

これらの問題を解決するため、中長期的な視点から公共施設等の長寿命化や統廃合、利活用の促進などの施策を総合的かつ計画的に行っていくための方針を示す「吉富町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

計画の位置づけ

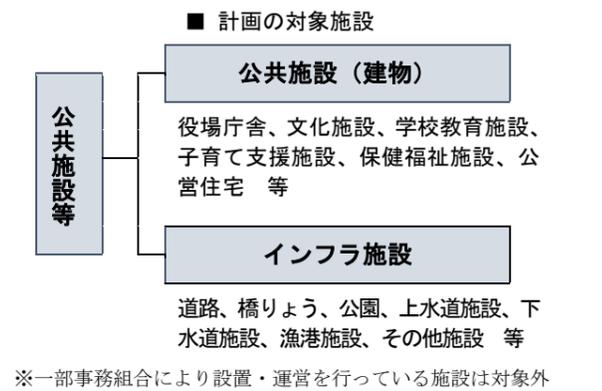
- 本計画は、「第4次吉富町総合計画」のほか、「吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「第2次吉富町財政計画」等と連動しており、今後、公共施設等の個別計画を策定する際は、本計画に基づくものとします。

計画期間

- 2017年度（平成29年度）から2036年度（平成48年度）までの「20年間」と設定します。
- 計画策定後は、社会情勢や財政状況等を考慮し、10年程度で見直しを図ります。

対象とする公共施設等

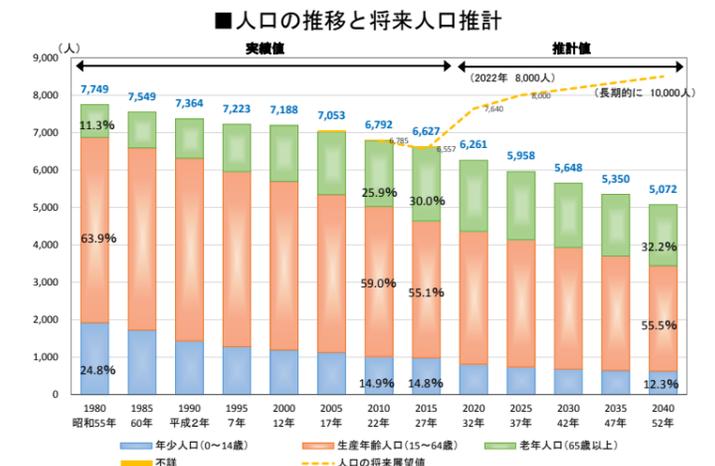
- 町有財産のうち、公共施設（建物）とインフラ施設を対象とします。



2 公共施設等の現況と将来の見通し

人口・財政の現状と見通し

- 本町の総人口は、緩やかな減少とともに少子高齢化の進行がみられます。
- 本町の将来人口は、2020年（平成32年）に6,261人、2030年（平成42年）には5,648人、2040年（平成52年）には5,072人まで減少すると予測されています。
- 財政面では、人口減少が進むことにより、自主財源である町税の減少、少子高齢化の進行等により、扶助費などの義務的な経費の増加が見込まれます。
- 今後、出生数の増加や移住定住促進のための施策に取り組み、2030年（平成42年）に8,000人とすることを目指しています。



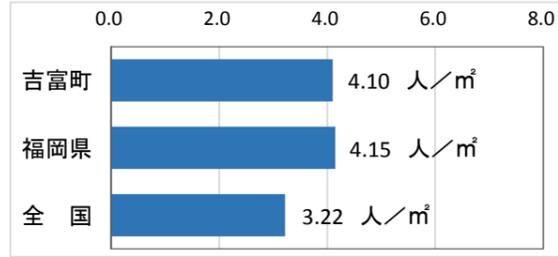
建物系公共施設・インフラ施設の保有状況

- 本町が保有する建物系の公共施設は 46 施設あり、総延べ床面積※は約 32.5 千㎡となっています。 ※プレハブ倉庫・物置等を除く
- 人口一人当たりの公共施設面積※は、本町は 4.10 ㎡となっており、福岡県平均の 4.15 ㎡とほぼ同じですが、全国平均の 3.22 ㎡を上回っています。 ※主要な施設について比較したものです。
- 公共施設等の類型別延べ床面積割合をみると、町営住宅が約 30.4%、学校が約 20.6%を占め、他の施設と比較して特に高くなっています。
- 本町の主なインフラ施設の現況は、以下のとおりとなっています。

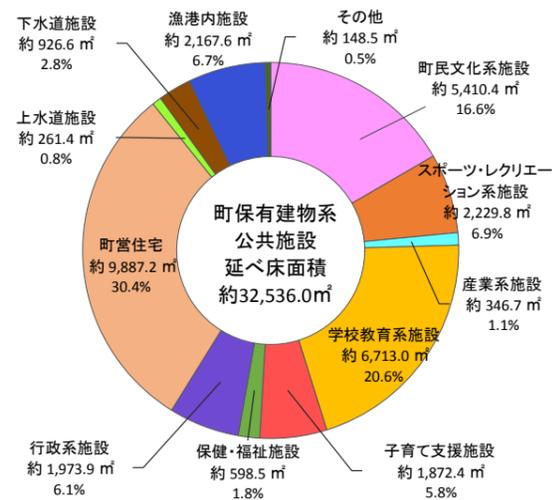
■ インフラ施設の保有状況

種別	施設規模等
道路	実延長：約 70,172m、改良率：65%
橋りょう	橋りょう数：34 橋、延長：約 324m
上水道	管路延長：約 51,834m、耐震管整備率：2.6%
下水道	管路延長：約 30,034m、普及率：44.4%
公園	13 箇所（都市公園 3、条例設置 10）、約 334,430 ㎡
漁港	防波堤、突堤、堤防・護岸、係留施設

■ 人口一人当たり公共施設※面積（2013 年度（平成 25 年度））

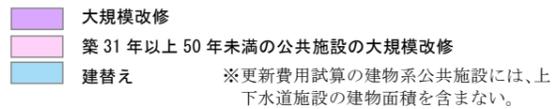


■ 建物系公共施設の床面積の内訳

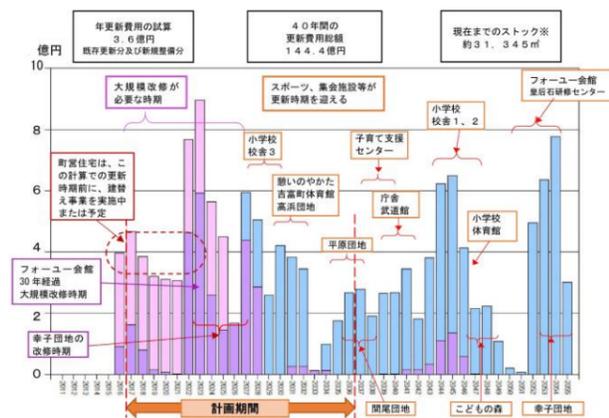


公共施設等の更新費用の見込み

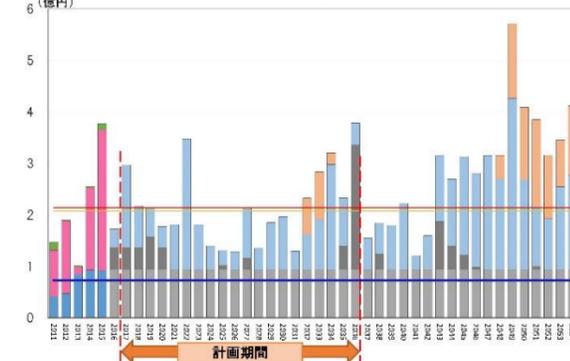
- 現在保有している建物系の公共施設について、今後も改修や同規模での建替え等の更新を行いながら使用し続けた場合、今後 40 年間で約 144 億 4 千万円（年平均約 3 億 6 千万円）が必要と見込まれます。



■ 建物系公共施設の更新費用の見込み



■ インフラ施設の更新費用の見込み



- インフラ施設（道路、橋りょう、上水道、下水道）については、今後 40 年間で約 101 億 5 千万円（年平均約 2 億 5 千万円）の更新費用が必要と見込まれます。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

公共施設の現況や課題に関する基本的な認識

公共施設の役割、設置目的を基本として、今後の人口構成や住民ニーズの変化、財政状況の見直しなどを踏まえ、各施設における行政サービスのあり方及び今後の施設整備、管理運営のあり方を検討する必要があります。その際、サービスの質を維持しながら、財政負担の縮減を図っていくことが重要です。

- 基本的な認識
- ① 住民サービスの確保：需要・ニーズ変化への効果的な対応と効率的な運営
 - ② 安全・安心の確保：災害対応及び施設利用上の安全を確保する整備
 - ③ 健全な財政の維持：コスト縮減と平準化による将来負担軽減

公共施設等の管理の目標

基本的な認識を踏まえ、本町の公共施設等のマネジメントの目標を次のように定めます。

目標：良質で持続可能な公共サービス提供の実現

公共施設等マネジメント基本方針

目標の実現に向け、既存公共施設についての計画期間内における施設整備、管理（公共施設マネジメント）に関する基本方針を次のように定めます。

- 基本的な方針
- 1) 施設の有効活用と長寿命化（施設の長期有効利用を図る維持・整備）
 - 2) 施設の安全性確保（安心して利用できる安全な施設づくり）
 - 3) 施設の利用促進と運営の効率化（利用の促進を図る効率的な運営の実施）

施設管理の実施方針

施設の維持管理、整備に関する具体的な取組の実施方針は次のとおりです。

1 施設の長寿命化・長期活用

- 施設の長期活用、長寿命化を図るため、点検や診断を行い、その履歴を蓄積・分析し、維持管理に活用します。
- 点検・診断結果をもとに、維持保全、修繕や改修、建替え等の更新などの対策を検討し、実施します。
- トータルコストの縮減・平準化を目指し、必要に応じて施設ごとに個別計画を策定します。
- 安全性や改修整備の費用対効果が低い施設の廃止や機能の統合、民間への移管などについても検討します。

2 施設の安全性確保

- 構造物の強度や老朽化状況などの点検・診断により問題や危険性が認められる箇所等について、安全確保のための対策を検討し、改修等の対策を行います。
- 利用者等の安全確保及び災害時の避難所等としての機能を守るため、施設の耐震化を進めます。

3 施設利用の促進と施設運営の効率

- 施設面（スペース、設備等）、運営面（サービス提供）の両面から、利用促進方を検討します。
- 手狭な施設、駐車場不足などに対応するため、施設内及び敷地内の配置の見直しなどを検討します。
- 省エネルギー改修等により、光熱水費など管理運営コストを抑える取組を進めます。
- 指定管理者制度や PFI 方式※など、民間能力の活用を検討し、質の高いサービスの確保と費用削減の両立を目指します。
- 既存の広域共同利用施設についても、長寿命化を図るなど維持費用の縮減に努めます。
- 新たなニーズにより必要となるサービス・機能について、隣接市町間との連携による公共施設の効率的な利用、サービスの提供のあり方を検討します。

※ PFI 方式とは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略語で、民間の資金や民間事業者の能力を公共事業及び公共サービスの提供に活用する考え方であり、わが国では 1999 年（平成 11 年）に法律が定められ、公共施設の整備などに活用されています。